

新虎通りロゴマーク利用の手引き

平成27年1月

新虎通りエリアマネジメント協議会 事務局

はじめに

新虎通りロゴマーク利用の手引き（以下、「手引き」）は、新虎通りのロゴマークを常に統一感のある一定のクオリティで表現するために、新虎通りのロゴマークの利用を希望される方に遵守いただきたい内容を記載したものです。

新虎通りのロゴマークを利用される際には、必ず手引きの内容に従ってください。

ご不明な点等がありましたら、新虎通りのロゴマークの利用を検討される段階で、新虎通りエリアマネジメント協議会事務局までご相談ください。

新虎通りエリアマネジメント協議会 事務局

一般社団法人新虎通りエリアマネジメント

〒105-0003 東京都港区西新橋二丁目18番7号（UR新虎通りまちづくり事務所内）

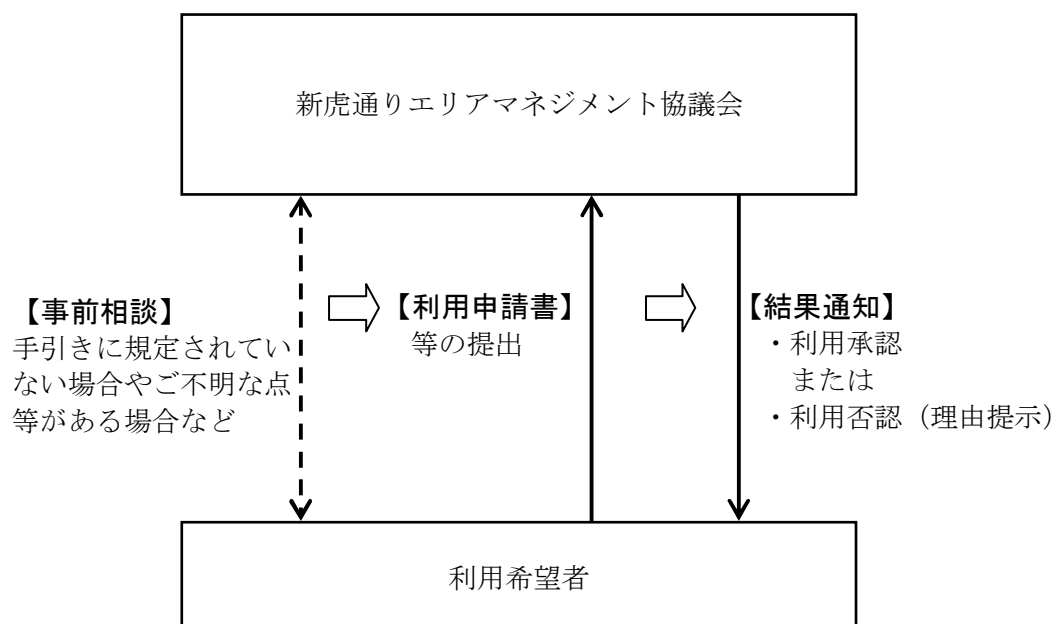
TEL: 03-6809-1434

FAX: 03-3433-8681

I. 新虎通りロゴマーク 管理フローについて

新虎通りのロゴマークを常に統一感のある一定のクオリティで表現するために、新虎通りのロゴマークの利用については、新虎通りエリアマネジメント協議会が管理しています。

新虎通りのロゴマークを利用するためには、新虎通りエリアマネジメント協議会の承認が必要となります。承認に必要な個別の手続きについては、後述します。



Ⅱ. 新虎通りロゴマークについて

1. ロゴマーク

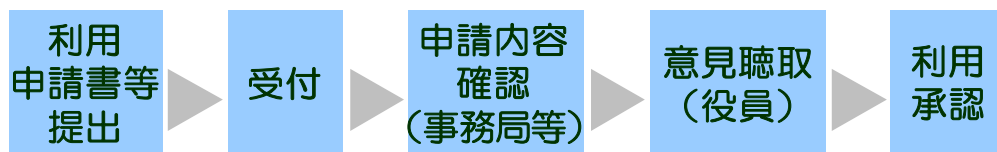


2. 新虎通りロゴマークマニュアル

新虎通りのロゴマークをご利用いただく場合は、必ず新虎通りロゴマークマニュアルを遵守してください。新虎通りロゴマークマニュアルについては、以下のURLよりダウンロードいただきますよう、お願いいたします。 <https://shintora-am.jp/>

3. 申請手続き

利用希望者の方は、デザイン決定後すみやかに、「新虎通りロゴマーク利用申請書」等、以下の提出書類を新虎通りエリアマネジメント協議会事務局にご提出ください。審査に時間がかかる場合もございますので、余裕をもって申請いただくようお願いいたします。新虎通りエリアマネジメント協議会がロゴマークの利用を承認した場合は、ロゴマークを利用いただくことができます。
なお、「新虎通りロゴマーク利用申請書」については、以下のURLよりダウンロードいただきますよう、お願いいたします。 <https://shintora-am.jp>



【提出書類】

- ①新虎通りロゴマーク利用申請書
- ②利用する商品の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- ③企業、団体等の概要書（パンフレット等）（個人の場合、プロフィール）
- ④製造もしくは販売に係る保健所の営業許可証（写）
又は、店舗ごとの業務開始報告書（写）（食品の場合のみ）

※ロゴマーク利用に係る料金は無料です。

4. 取り扱い上の注意

- ①協議会が、ロゴマークの利用方法が不適切と判断した場合、デザインの変更や利用の中止等の要請指示に従ってください。
- ②利用申請書の承認後、ロゴマークの利用を開始してください。
- ③申請内容以外の目的には、入手したデータや情報を利用することを禁じます。
- ④入手したデータや情報を第三者（利用目的達成に必要な者を除く）に提供、開示、漏洩することを禁じます。

5. 利用基準

- ①新虎通りロゴマークマニュアルに記載されているロゴマークの目的、ロゴマークに込めた思いをご理解いただける場合は、原則として利用を承認します。
- ②ただし、次のいずれかに該当する場合には、利用を承認しません。
 - ・ロゴマークの目的、ロゴマークに込めた思いに反すると認められる場合
 - ・「新虎通り」のイメージ及び価値を害するおそれがある場合
 - ・特定の政治、思想及び宗教活動の目的に利用されるおそれがある場合
 - ・法令や公序良俗に反するおそれがある場合
 - ・「4. 取り扱い上の注意」を遵守しない場合

以上